

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費の精算が過大など

3件 不当金額(支出) 772万円

1 交付金の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(以下「制度要綱」)等に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止策等についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成し、内閣府に提出して確認を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」)に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に充てるために、国が交付するものである。

制度要綱等によれば、交付金の交付対象事業は、実施計画を作成する地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業(経済対策に対応した事業)の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業であって、制度要綱に掲げる基準に適合する地方単独事業、国庫補助事業等とすることとされている。そして、当該地方公共団体が作成した実施計画に記載された交付金の交付対象事業が地方単独事業である場合等は総務省が交付行政庁となることとなっている。

2 検査の結果

山口県、山形県西置賜郡飯豊町及び高知県長岡郡本山町の3事業主体が交付金を受けて実施した事業において、交付金の交付対象事業費が過大に精算されるなどして、これらに係る交付金772万円が不当と認められる(山口県については、後掲95ページ参照)。

部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める交付対象事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
総務本省	山口県	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	令和2	300万 円	100万 円	300万 円	100万 円	補助の対象外
山形県	西置賜郡飯豊町	同	2	665万	665万	402万	402万	精算過大
高知県	長岡郡本山町	同	2	270万	270万	270万	270万	事業不実施
計	3事業主体			1235万	1035万	972万	772万	